令和6年度 公文書開示請求(7月決定分)

ካ ጥ	0 平及	ムスョ	· 用不謂水(/月次足分)		決	定区分			(根拠	規定	E) 条	例フ	条			
月 整 理 番 号	青 求 ⊧月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開新開示		存不							9号	不開示理由等	所管局部課等
1 R6	6. 6. 11	R6. 7. 5	環境局保有個人情報安全管理基準	9	1											環境局 総務部 総務課
2 R6	6. 6. 11	R6. 7. 5	〇〇(氏名)氏が常に電話で名前を求める課長に注意をしたとされるが、繰返す。〇〇(氏名)氏の受けた一切研修資料			1		1			1				個別の職員を指定した研修資料については、当該職員 の特定の個人に関する情報であり、また、当該職員の 人事情報等に該当し、都の人事管理事務の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条 例第7条第2号及び第6号に該当	環境局 総務部 総務課
3 R6	5. 6. 11		個人情報保護法の対応ができていない。特別の 定めがあれば公開してほしい。			1									個人情報保護法の対応ができていないことに関して、 特別の定めがある文書については保有しておらず存在 しない。	環境局 総務部 総務課
4 R6	6. 6. 21	R6. 7. 5	課長代理〇〇(氏名)・〇〇(氏名)両氏の組織規程がわからない。総務局の指導に基づき組織規程を教示を受て対応した両氏が受けた職員研修資料を本人の提出資料			1									総務局の指導に基づく組織規程に関する教示を受けた 研修資料及び提出資料は保有しておらず存在しない。	環境局 総務部 総務課
5 R6	6. 6. 25	R6. 7. 5	令和5年度大気汚染防止法施行状況調査(令和4年度実績)における調査票様式1-5、様式2-3及び様式4-6	150	1											環境局 環境改善部 大気保全課
6 R6	5. 6. 25	R6. 7. 9	●○○(氏名)参与がカーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会の審議テーマ、都の環境行政について、都に提出した文書。都庁職員、知事、幹部との協議記録。 ●○○(氏名)参与が都環境局次長と局長時代記事、幹部との協議記録。 ●○○(氏環境局職員に深夜(と職員の返答記して、深夜に環境局に深め、と職員の返答記しているもの。 ●○○(氏名)参与の都環境局次長と職人で記録にのが、は、ののでは、のがでは、ののでは、のがでのでは、のがでのが、はのでは、のがでの対応では、が、にので、大ので、大ので、大ので、が、にので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大			1									請求の公文書については、作成及び取得しておらず、 存在しない。	環境局 総務部 総務課

## 令和6年度 公文書開示請求(7月決定分)

11	かり十月																	
						決定	区分			(根	としゅうしゅう ひょうしゅう ひょうしゅう しゅうしゅう ひょう しゅう ひょう ひんしゅう ひんしゅう ひんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	(定)	条例	列フ彡	条			
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示		不不存在	存否応答拒否	1 2 号		3 4号号			7	8	9号	不開示理由等	所管局部課等
7	R6. 6. 25	R6. 7. 10	令和5年度 市事務処理特例交付金各市別シート令和5年度市事務処理特例交付金一覧表 一覧表 一門 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 一 一 一 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 一 一 一 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 一 一 一 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 一 一 一 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 一 一 一 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 一 一 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 一 三 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 一 三 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 一 三 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 一 三 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 一 平 成 31年度 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 平 成 31年度 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 平 成 31年度 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 平 成 31年度 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 平 成 31年度 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 平 成 31年度 市 事務 処理特例 交付金 一 三 表 平 成 31年度 市 事務 処理特例 交付金 交付要 網	160	1													環境局 総務部 環境政策課

## 令和6年度 公文書開示請求 (7月決定分)

	和日子及		· 闭水间水( / 万次足刀 /		,	夬定区	分		(	(根拠:	規定)	条例	刊フ:	条	
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開語	_		存否応答拒否	2号	3 号	4 5号号	6号	7 号	8号	8 9 不開示理由等 所管局部課等
8	R6. 6. 25	R6. 7. 10	平成30年度年度時市市事務処理特特例交付会会党会党会党会党会党会党会党会党会党会党会党会党会党会党会党会党会党会党会				1								保存年限の都合で廃棄したため不存在 環境局 総務部 環境政策課

令和6年度 公文書開示請求 (7月決定分)

13	和り午及		情用不謂水 (/月 <b>次</b> 正分)			決?	包区分	<b>}</b>		(	根拟	L規定	!) <b>4</b>	条例:	7 条	-		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示		不有存	存	、 1 号			4 号 ·					9 不開示理由等	所管局部課等
9	R6. 6. 12	R6. 7. 11	火薬類取締法及び武器等製造法の規定に基づく 行政処分 実施要領(令和5年3月29日付環改保第1099 号)	9	1													環境局 環境改善部 環境保安課
10	R6. 6. 12	R6. 7. 11	・火薬類販売事業者の行政処分の記録の一覧 ・猟銃等の製造、販売の行政処分の記録の一覧				1	1									実施機関において、現に保有及び作成しておらず存在しない。	環境局 環境改善部 環境保安課
11	R6. 7. 5	R6. 7. 19	・土地利用の履歴等調査届出書(30環改化土第349号) ・土壌汚染状況調査報告書(30環改化土第742号) ・汚染拡散防止計画書提出書(31環改化土第46号) ・汚染拡散防止措置完了届出書(31環改化土第371号)	15	1													環境局 環境改善部 化学物質対策課
12	R6. 7. 5	R6. 7. 19	・一定規模以上の土地の形質の変更届出書(30 環改化四第286号) ・形質変更時要届出区域内における土地の形質 の変更届出書(31環改化形第25号) ・汚染土壌の区域外搬出届出書(31環改化搬第 34号) ・措置完了報告書(31環改化完第104号)	149	1													環境局 環境改善部 化学物質対策課
13	R6. 6. 5	R6. 7. 26	令和6年度 カラストラップ設置か所一覧				1							1				環境局 自然環境部 計画課
14	R6. 7. 16	R6. 7. 29	6環総総第607号令和7月出した決定通知を起案するにあたり決裁協議を〇〇(氏名)課長代理に対応せず広報広聴担当が主務課にしたことが分かる文書(〇〇(氏名)、〇〇(氏名)両課長代理の件)				1	1									請求の公文書については取得及び作成しておらず存在 しない。	環境局 総務部 総務課
15	R6. 6. 17	R6. 7. 30	東京都小笠原諸島植生図	1	1													環境局 自然環境部 計画課
16	R6. 6. 17	R6. 7. 30	平成24年度東京都(小笠原諸島)現存植生調査委託報告書			1				1							委託報告書のうち、不開示とした部分は特定の個人を 識別することができる情報であり、東京都情報公開条 例第7条第2号に該当	環境局 自然環境部 計画課
17	R6. 7. 16	R6. 7. 30	環境確保条例 ・土地利用の履歴等調査届出書(15環改有土第 116号) ・土壌汚染状況調査報告書(15環改有土第117 号)	18	1													環境局 環境改善部 化学物質対策課

令和6年度 公文書開示請求 (7月決定分)

				決	定区分			(札	艮拠規	定)	条例	]7条	<u>,                                    </u>	
月整請求理 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開部示開示	不存存在	存否応答拒否	1号-	2 号 号	3 4 号 号	5 号	6号	7号	8号	9 不開示理由等 所管局部課等
18 R6. 7. 17	R6. 7. 31	・令和6年6月24日付<取材案内>都知事の行 政視察について ・旅費請求内訳書・タクシーチケット	22	1				1			1			(取材案内文書) 職員の電話番号については公にすることにより、本来 の業務目的以外の電話がかけられ、事務の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがある。(条例7条6号に該 当) (旅費請求内訳書) 職員の通勤経路及び旅行経路の不開示とした部分、並 びに職員氏名の不開示とした部分については、個人に 関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別 することができることとなるものを含む。)(条例7 条2号に該当)